

賃金引上げ計画書 申請に係る誓約事項

賃金引上げ計画を申請するにあたり、下記について誓約します。

1	賃金引上げ計画書に虚偽記載がない。	はい
2	中小企業基本法第2条に規定するもののうち、会社(株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社)又は個人事業者である。	はい
3	次の1～4のいずれかに該当する中小企業者である。 1 製造業、情報通信業(一部はサービス業に該当)、建設業、運輸業、その他 資本金又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業者 2 卸売業 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業者 3 サービス業 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業者 4 小売業、飲食業 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業者	はい
4	次の1、2のいずれかに該当する小規模企業者である。 1 製造業、その他業種 常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人事業者 2 卸売業・サービス業・小売業 常時使用する従業員の数が5人以下の会社及び個人事業者	はい
5	大企業が実質的に経営に参画していない。	はい
6	中小企業団体等、創業予定者、中小企業グループでない。	はい
7	基準日現在で、引き続く事業期間が1年に満たない者(未決算法人、未決算個人事業者含む)でない。	はい
8	常時使用する従業員が1名以上いる。 (役員のための法人ではない。従業員のいない個人事業者ではない。)	はい
9	申請に必要な書類をすべて提出できる。	はい
10	助成事業実施場所に従業員が所属している。	はい
11	助成事業実施場所はバーチャルオフィスでない。	はい

12	以下の要件を全て満たす賃金引上げ計画を策定し、実行する。 1 賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額を、基準期間のものより2.0%以上増加させること 2 助成事業実施場所内最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上の水準にすること	はい
13	申請時点の直近月において、助成事業実施場所内最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上である。	はい
14	賃金引上げ計画期間が終了するとき(それより前に賃金引上げ計画が完了する場合はその完了時)まで、申請要件および特例適用要件を引き続き満たす。	はい
15	募集要項「7 賃金引上げ計画」記載のとおり、特例助成率が適用されない場合があることを理解した。	はい
16	賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額が、基準期間のものより2.0%以上増加させることができなかったことを会社が確認し、助成事業者既に特例助成金が交付されているときは、期限を定めて返還していただく場合があることを理解した。	はい
17	募集要項記載の「助成金交付決定の取消しおよび助成金の返還」に基づき、交付決定の取消し又は助成金の返還請求がなされる場合があることを理解した。	はい
18	常時使用する従業員は全員労働保険に加入している。	はい

本箇所での常時使用する従業員は「全従業員」を指します。

提出日	令和8年9月10日
事業者名称	株式会社〇〇
代表者氏名	東京 太郎

申請者情報(申請時点)

1. 申請者の概要

資本金	10,000,000	円	業種	大分類	製造業その他	中分類	39情報サービス業 ※ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業含む
-----	------------	---	----	-----	--------	-----	-----------------------------------

常時使用する従業員数内訳	正規従業員	5	人
	アルバイト/パート等で、予め解雇の予告を必要とする者		人
	日雇い被雇用者で、1ヶ月を超えて勤務している者		人
	2ヶ月以内の期間被雇用者で、当初の雇用期間を超えて勤務している者		人
	4ヶ月以内の季節的被雇用者で、当初の雇用期間を超えて勤務している者		人
	試みの使用期間中の者で、14日を超えて勤務している者		人
	常時使用する従業員数 合計 ※ 役員は除く	5	人

事業所別所属者数	事業所名	所在地	役員数		常時使用する従業員数	
	(助成事業の実施場所) 本社	東京都●●区△△2-2	1	人	3	人
	支社	東京都□□区××2-2	1	人	2	人
				人		人
				人		人
	その他事業所 (上記事業所以外に所属する役員数・従業員数を合算し、入力してください)			人		人
	合計		2	人	5	人

賃金引上げ計画

I. 給与等総額

<特例適用要件>

賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額を、基準期間のものより2.0%以上増加させること。
ただし、下記のいずれかに該当する場合、賃金引上げ計画期間中であっても、当要件を実行がされたものとみなすことができます。

- (1)計画開始時点からの常時使用する従業員の給与等総額が、基準期間のものに、1.02を乗じた額に達した場合
- (2)計画期間の常時使用する従業員の1か月の給与等総額が基準期間の同月のものに1.02を乗じた額に達した月があった場合

ただし、賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額を基準期間のものより2.0%以上増加させ、賃金引上げ計画期間終了後、様式第7-2号による賃金引上げ計画期間完了報告書及びこれに添付する書類を理事長に提出しなければなりません。

※ 賃金引上げ計画期間:助成事業完了日の属する月の翌月から起算した最大12か月間

※ 基準期間:基準日(申請受付開始日)の属する月の前月から遡った12か月間

1. 目標設定

「2. 基準期間の給与等総額」に入力すると自動入力されます。

賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額を、下記の目標値以上とする必要があります。

基準期間			⇒	賃金引上げ計画期間	
給与等総額		増加率		給与等総額(目標値)	
15,306,000 円		2.0%		15,612,120 円	

2. 基準期間の給与等総額

「給与等」とは、賃金台帳に記載の差引支給額です。「給与等総額」とは、対象者の給与等の合計となります。

入力対象者は、基準期間における常時使用する従業員となります。

算出元となったすべての常時使用する従業員の賃金台帳の写しをご提出いただく必要があります。

基準期間の給与等総額		基準期間における 常時使用する従業員数 (提出する賃金台帳数)	5名分
15,306,000 円		本箇所での常時使用する従業員は、 「基準期間中、継続して勤めていた従業員」を指します。	
No	常時使用する従業員 氏名	(令和7年4月 ~ 令和8年3月分の合計)	
1	〇〇 〇〇	2,250,000 円	
2	△△ △△	2,982,000 円	
3	□□ □□	3,786,000 円	
4	●● ●●	2,812,000 円	
5	▲▲ ▲▲	3,476,000 円	
6			
7			
8			

賃金引上げ計画

Ⅱ. 助成事業実施場所内最低賃金

<特例適用要件>

助成事業実施場所内最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上の水準にすること

1. 申請時点の地域別最低賃金

申請書に記載の「助成事業の実施場所」と一致させてください。

助成事業実施場所(所在地)	⇒	地域別最低賃金(申請時)
東京都		1,226 円

2. 申請時点の助成事業実施場所内最低賃金

「助成事業実施場所内最低賃金」とは、助成事業実施場所で働く従業員に適用する時給額(月給制などの場合は時給換算した額)のうち最も低い額です。

以下の厚生労働省ホームページを参照し、時間額に換算して入力してください。

https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page_point_check.html

助成事業実施場所内最低賃金額 (申請時点の直近月)
1,500 円

※ 申請時点では、地域別最低賃金＋30円以上の水準である必要はありません。

賃金引上げ計画達成報告時に、地域別最低賃金＋30円以上の水準である必要があります。

地域別最低賃金は改定されるため、賃金引上げ計画達成報告時のものと比較する必要があります。

3. 申請時点の助成事業実施場所内最低賃金者名簿

助成事業実施場所内最低賃金者に該当する方をすべて記載してください。

No	氏名	入社年月日	給与形態
1	〇〇 〇〇	2022年4月1日	月給
2			選択してください
3			選択してください
4			選択してください
5			選択してください
6			選択してください
7			選択してください
8			選択してください
9			選択してください
10			選択してください